

就労サポートセンターはくちょう 身体拘束等の適正化のための指針

1 施設（事業所）における身体拘束等の適正化に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。就労サポートセンターはくちょう（以下、「事業所」という）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

2 身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

事業所においては、身体拘束の廃止に向けて身体的拘束適正化検討委員会を設置する。

（1）設置目的

施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き・身体拘束を実施した場合の解除の検討・身体拘束廃止に関する職員全体への啓発を目的とする。

（2）身体拘束適正化委員会の構成員

- ① 管理者
- ② サービス管理責任者
- ③ 支援員
- ④ 事務職
- ⑤ その他委員会の設置趣旨に照らし必要と認められるもの

※ この委員会の責任者は管理者とし、参加可能な委員で構成する。

（3）身体拘束廃止委員会の開催

- ① 3ヶ月に一回開催する。
- ② 必要時は随時開催する。
- ③ 例外として、利用者の生命、身体の安全を脅かす緊急事態（数時間以内に身体拘束を要する場合等）では委員会を開催できないことが想定される。そのため、可能な範囲で多職種の意見を収集し、最善の方法で安全を確保し、その経緯と結果を記録する。その後、速やかに委員会を開催し、委員会の承認を得る。承認を得られない場合は速やかにその処置を解除する。

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

年間研修計画に沿って支援に携わるすべての職員に対し、人権擁護及び虐待防止、身体拘束廃止に向けた支援の励行を図り、職員の資質向上を図る。

- （1）定期的に教育・研修（年2回）を実施
- （2）新任職員に対する身体拘束廃止のための研修の実施
- （3）その他必要な教育・研修の実施

4 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

- （1）身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間または実施時間帯、期間、改善、解除に向けた取り組み方法を利用者本人、ご家族（契約代理人）に説明し、十分な理解が得られるよう

に努める。

- (2) 身体拘束の実施同意期限を超え、なお身体拘束を必要とする場合については、その理由及び利用者の状態をご家族（契約代理人）へ丁寧に説明し再度同意を得た上で実施するものである。

5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

- (1) 緊急やむを得ず、身体的拘束の実施を検討しなければならなくなった際は、身体拘束適正化委員会を開催する。
- (2) 委員会において、身体的拘束を実施することによる利用者の心身への影響、拘束を実施しない場合のリスクを検討する。その際、「※緊急やむを得ない場合の例外三原則」全てを満たしているかどうかについて確認する。
- (3) 身体的拘束を実施せざるを得ないと判断した場合、身体的拘束の必要理由、内容（方法）、時間帯、実施期間（開始から解除予定）について検討し、ご家族（契約代理人）に対する「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明・同意書」を作成する。
- (4) 実施にあたり、ご家族（契約代理人）に対し、「4. 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法のための方策に関する基本方針」に則り説明し、同意を得た上で実施するものである。
- (5) 身体拘束実施時はその態様、日々の心身等の観察内容等を記録する。
- (6) 身体拘束を継続する必要がなくなった際は速やかに解除するものとする。その際は利用者、ご家族（契約代理人）に報告する。

※緊急やむを得ない場合の例外三原則

| | |
|------|--|
| 切迫性 | 利用者本人または、他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと |
| 非代替性 | 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと |
| 一時性 | 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること |

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、利用者等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、事業所内へ掲示し積極的な閲覧の推進に努める。

7 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束を行わないサービス提供をしていくためには、福祉サービスに関わる職員全体が以下の点に共通認識を持って支援にあたることが重要である。

- (1) 職員不足を理由に、安易な身体拘束を行わない。
- (2) 事故及び法的責任の回避のための身体拘束は行わない。
- (3) 身体拘束を検討、実施する前に拘束をしない対応の検討、協議を最優先する。
- (4) 身体拘束の要因となり得る施設環境の整備、利用者一人ひとりの疾患及び心身の特性を理解し、基本的な支援を充実させることで利用者が利用しやすい事業所作りを目指す。

附則 この指針は、令和4年4月1日より施行する